

いじめ防止対策推進法
「重大事態」の解説(案)

第1 重大事態の意義

- 1 はじめに
- 2 自殺等重大事態と不登校重大事態に共通の要件
- 3 自殺等重大事態の個別的要件
- 4 不登校重大事態の個別的要件

第2 重大事態に該当するか否かの判断

- 1 判断主体
- 2 基準時
- 3 「認める」
- 4 「疑いがある」か否かの判断に関する留意事項

第3 重大事態発生時の措置

- 1 発生の報告
- 2 行政実務上は重大事態の調査を行わなくともよい場合
- 3 その他留意事項
- 4 結果についての地方公共団体の長等への報告

第1 重大事態の意義

1 はじめに

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

本指針では、学校において、重大事態の該当性判断が的確に行われるよう、重大事態の意義についての同法の所管官庁としての見解を示す。

用語の定義 いじめ法—いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
基本方針—「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
客体—いじめの実行行為の対象となった児童生徒

2 自殺等重大事態と不登校重大事態に共通の要件

(1) 重大被害の発生

重大事態となるためには、まず第一に、児童生徒に

- 生命、心身又は財産に（対する）重大な被害（いじめ法第28条第1項第1号）
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（同項第2号）

が生じている必要がある。本指針では、これらを「重大被害」と総称し、特に前者の結果を「生命等被害」、後者の結果を「不登校」と呼ぶ。

学校は、児童生徒に重大被害が発生したときは、必ず重大事態に該当するか否かの判断を行わなければならない。

重大被害と不登校の意義については第1の3（1）で、重大事態に該当するか否かの判断については第2で、それぞれ説明する。

(2) 「いじめにより」

ア 意義

いじめ法28条1項は、重大事態を「いじめにより」重大被害が発生した疑いがある事態と定義している。

「いじめにより」とは、「各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること」（基本方針）すなわちいじめの実行行為¹と重大被害との間に因果関係が存在することを求めるものである。

1 いじめの「実行行為」とは、一般人の感覚からして、行為の対象となった者の精神的苦痛を引き起こす性質の行為を指す。

重大事態には、

○直接型—重大被害がいじめの実行行為により直接引き起こされるタイプ

○間接型—いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にするなどした結果として重大被害が発生するタイプ

があり、それぞれ因果関係の存否の判定方法が異なる。なお、不登校がいじめの実行行為により直接引き起こされることはないので、不登校重大事態は全て間接型である。

イ 因果関係の存否の判断方法

① 総論

因果関係の存否は、基本的には、「あれなくばこれなし」の関係、すなわちいじめの実行行為がなければ重大被害は発生しなかったとの関係が認められるか否かで判断する。

② 直接型の場合

直接型は、いじめの実行行為により重大被害が直接引き起こされるものである以上、常に因果関係の存在を肯定できる。

③ 間接型の場合

間接型についても、基本的には、「あれなくばこれなし」の関係がある場合に因果関係の存在を肯定できる。ただし、複雑な因果経過をたどって結果が発生した場合における因果関係の存否の判断は、弁護士等の専門家の所見を踏まえて行う必要がある。

(3) 「疑いがある」

いじめ法第28条第1項は、重大事態を、いじめにより重大被害が発生した「疑いがある」事態と定義している。

したがって、いじめの実行行為と重大被害の発生との間に因果関係が存在することが疑われれば、因果関係の存在が明白でなくとも、この要件が満たされることになり、さらに、そもそもいじめの発生が疑いにすぎなくとも、いじめの発生が疑われ、かつ、いじめにより重大被害が発生したと疑われるときは、この要件が満たされることになる。

なお、重大被害の発生は、学校の設置者又は学校にとって明白でなければならず、発生の疑いがあるというだけでは足りない点に注意を要する。

3 自殺等重大事態の個別的要件

(1) 重大被害

重大被害とは、「生命、心身又は財産に（対する）重大な被害」を指す。重大被害は、被害の内容から「生命被害」「身体被害」「財産被害」「精神被害」に分類できるので、以下、それぞれの具体的内容を説明する。

(2) 生命被害

生命被害とは、「生命に（対する）重大な被害」すなわち死及び自殺未遂を指す。

直接型の生命被害（いじめの実行行為そのものにより死の結果が生じた場合）の例としては、同級生を故意に殺害した場合が挙げられる。

間接型の生命被害（いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にするなどした結果として死の結果が生じた場合）の例としては、いじめを苦にして自殺した場合が挙げられる。

(3) 身体被害

身体被害とは、「身体に（対する）重大な被害」を指し、具体的には、おおむね30日以上の加療を要すると見込まれる重大な傷害を目安とする。

直接型の身体被害が生じた例（いじめの実行行為そのものにより重大な傷害の結果が生じた場合）の例としては、集団暴行により大けがを負わせた場合が挙げられる。

間接型の身体被害（いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にするなどした結果として重大な傷害が生じた場合）の例としては、いじめを苦にして自殺を試みた結果、一命を取り留めたものの、意識が戻らない状態が続いたり重い後遺症が残ったりした場合が挙げられる。

(4) 財産被害

財産被害とは「財産に（対する）重大な被害」、具体的には、財産に対する（金銭以外の財産である場合は金銭換算で）おおむね〇〇万円以上の重大な損害（継続的ないじめの実行行為により財産的損害の累計がこの水準に達した場合を含む。）を目安とする²。

直接型の財産被害（いじめの実行行為そのものにより財産に重大な被害が生じた場合）の例としては、継続的な恐喝により累計で100万円の損害に至った場合が挙げられる。

間接型の財産被害（いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にするなどした結果として財産に重大な損害が生じた場合）の例としては、「しばしば仲間外れにされている者が、仲間外れにされないよう機嫌をとる目的で、要求はされたいはないが金銭を渡した。」などが挙げられる。

(5) 精神被害

精神被害とは「精神に（対する）重大な被害」すなわち精神性疾患を指す。

精神被害が生じた例としては、いじめを苦しめた結果、精神性疾患を新たに発症し、

2 ただし、金銭的価値に乏しくとも、代替性のない物品であって、所有者における主観的な価値が極めて高いもの（例えば、祖母の形見）に損害が生じたときは、例外的に、財産被害が生じたものとして取り扱うことを検討すべきである。

又は従前からの精神性疾患が一層悪化した場合が挙げられる。なお、精神性疾患の発症や悪化は、医師の診断に基づき判断する必要がある。

4 不登校重大事態の個別的要件

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態」における「相当の期間」の意義については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする³。具体的には、いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数が年間30日（目安）に達したときに、この要件が満たされることとなる。いじめをきっかけとする欠席が欠席期間の一部を構成しているものの、不登校重大事態とは言えない例としては、以下のようなケースが考えられる。

例1：5月に学業の不振がきっかけで27日欠席し、その後登校を再開したが、12月になっていじめがあり、それがきっかけで3日欠席した。年間の欠席日数は30日である。この場合、いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数は3日にとどまるため、不登校重大事態とは言えない（ただし、仮に本人又は保護者から、学校の見立てとは異なり、5月の欠席（27日間）もいじめが原因であったとの申立てがあった場合は、重大事態となる。第2の4参照。）。

例2：5月にいじめがあり、その直後に20日欠席したが、登校を再開した。翌年2月に入り、進路に不安を抱え（本人及び保護者からの聴取による）3月末まで欠席した。年間の欠席日数は60日である。この場合、2・3月の欠席といじめとの間に大きな時間的離隔が存在することや聴取内容から、いじめによる欠席は20日であると判断できるため、不登校重大事態とは言えない（ただし、仮に本人又は保護者から、2月以降の欠席もいじめが原因であったとの申立てがあった場合は、重大事態となる。第2の4参照。）。

3 ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である（基本方針）。

第2 重大事態に該当するか否かの判断

1 判断主体

いじめ法28条1項の規定による調査（以下単に「調査」という。）は、「学校の設置者又はその設置する学校」が、重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされている。

したがって、重大事態に該当するか否かを判断するのは、学校の設置者（以下単に「設置者」という。）又は学校である⁴。

2 基準時

重大事態に該当するか否かの判断は、重大被害の発生時を基準にして行う。調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかったり、いじめはあったものの重大被害との因果関係は認められないとの判断に至ったりしたとしても、そのことにより遡及的に重大事態への該当性が否定されるものではない。

3 「認める」

「認める」とは、「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって、学校又は設置者が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、学校又は設置者が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

4 「疑いがある」か否かの判断に関する留意事項

基本方針においては、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（児童生徒及び保護者が法に定める重大事態の規定を認識していないことも想定されることから、申立てに重大事態という言葉がなくても、申立内容から同等の状況が類推できる場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」

4 不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、重大事態とされるべき事案が確実に重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応することが必要である。この点、「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」（平成27年3月31日付け26文科初第1479号初等中等教育局長通知）において、病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、3日を目安に校長等へ報告を行うとしており、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は学校が設置者に報告を行うとしている点に留意しなければならない。

あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」ともとされている。これは、判断主体はあくまでも学校又は設置者であるから、学校又は設置者が、いじめの実行行為と重大被害の発生との間に因果関係が存在しないと判断した場合やそもそも対象児童生徒に対するいじめがなかったと判断した場合には、通常は重大事態として扱わないものの、児童生徒や保護者から上記の申立てがあったときは、疑いが生じたものと解さざるを得ないため、重大事態に該当するとの判断を下す必要があることを明らかにしたものである。

なお、基本方針の当該記載が適用されるためには、児童生徒や保護者からの申立内容が「いじめにより」重大被害が生じたというもの⁵である必要があり、学校は、この要件を満たす申立てがあった場合は、重大事態として対応する。

第3 重大事態発生時の措置

1 発生の報告

(1) 報告先

学校は、重大事態に該当すると認めたときは、その旨を

- 国立大学法人の附属学校は当該国立大学法人の学長を経由して文部科学大臣へ⁶
- 公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長へ
- 私立学校は当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事へ
- 学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長へ

それぞれ報告する。

(2) 報告内容（例）

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒の氏名、学年、性別等
- ③ 重大被害の具体的内容
- ④ 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ⑤ 重大事態に該当すると判断した根拠

(3) 報告時期等

報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行うものとされて

⁵ 例えば、部活動のコーチが子供に厳しい指導をし、ショックを受けた子供が不登校になった場合、重大事態として調査をしてほしい旨、保護者から求められても、いじめ法上の調査義務はない（一般論として、保護者に対し状況等を説明する責任は果たす必要はある。）。

⁶ 文部科学大臣への報告には「児童生徒の事件等報告書」を様式として活用することも可能である。

いる。具体的には、自殺等重大事態の場合は判断した当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は判断後7日以内に行うことが望ましい。学校は、重大事態と認識した場合、明示的に設置者に重大事態であるとの報告を行う必要がある。

また、学校は、報告と同時に調査の準備作業（具体的には、学校が保有しているいじめにより重大被害が生じた疑いがある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）に係る情報の集約及び関係者間における共有、アンケート調査の質問票の作成など）を開始するものとする。この点、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から踏み込んだ準備作業（関係児童生徒からの聴取、アンケート調査の実施など）を行う必要がある。

（４） 教育委員への迅速な報告等

公立学校において発生した重大事態については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、各教育委員に説明すべきである。そのため、公立学校から重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。

また、首長の判断により総合教育会議が招集された場合は、当該重大事態への対処につき首長部局との間で協議し、調整を図る。

なお、重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会会議や総合教育会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。

２ 行政実務上は重大事態の調査を行わなくともよい場合

法律上は、重大事態が発生したときは「調査を行うものとする」すなわち調査の実施が必須とされているが（いじめ法第28条第1項）、基本方針では、いじめ法第23条第2項の規定によるいじめの事実の有無の確認を行うための措置（以下「事実確認」という。）にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は「この限りでない」すなわち調査組織を設けて改めて調査を実施しなくてもよいとされている。

この例外規定は、直接型の重大事態に適用されるものと解される。すなわち、直接型の重大事態は、いじめの実行行為から重大被害が直接発生している点で、比較的単純かつ明瞭であり、事実確認にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合が多い上に、直接型の重大事態の多くは、警察による捜査の対象となり、引き続き公判又は少年審判にて真相の解明が図られるため、事実確認に加えて調査をする実益に乏しいと考えられるからである。

例えば、重大被害に至る程度の金銭恐喝が行われたとの情報を学校が把握し、事実関

係の確認を実施したところ、金銭恐喝の事実を認めるとともに深い反省の意を表明し、即日、全額を相手方に返還するとともに二度と同様の行為を行わないと誓うとともに謝罪し、相手方もこれを受け入れた場合には、重ねて重大事態の調査を実施することは、関係者に無用の負担を強いることとなるから、行政実務上は重大事態の調査を実施することを要しないものと考えられる。ただし、当該金銭恐喝以外にもいじめが存在する可能性があるなど、全貌が明らかになっていない場合等は調査を要することに留意する。

なお、学校は、基本方針の上記記載に基づき調査を実施しない場合も、設置者への発生報告を省略することはできない。

3 その他留意事項

○ 平素からの報告及び記録の重要性についての意識涵養

調査を実施する前提として、各教員が、普段からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録することが重要であり、校内研修等を通じ、報告及び記録の重要性についての意識を涵養しておく必要がある。

○ 重大事態に関する教職員の意識啓発の励行

調査を実施する前提として、学校及び設置者は次のような点に留意し、研修等の機会を通じて平素から教職員の意識を啓発しておくことが重要である。

- ① 重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を各教員が正確に理解しておくこと
- ② 重大事態の調査は学校と設置者が連携して行うことが重要であること
- ③ 平素から、生徒指導の方針に係る保護者等への説明やいじめを認知し、又はいじめの疑いのある事案に係る情報に接した際の組織的な対応を励行すること

○ 資料の保管

調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書など）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、各地方公共団体の公文書管理条例等を参考に、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び重大事態の調査の報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい。

4 結果についての地方公共団体の長等への報告

調査結果を書面に取りまとめた後、当該書面をもって法定の報告先へ報告する。報告を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と

同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（いわゆる再調査）を行うことができるとされているので、再調査が行われる場合は、学校及び設置者は、調査を通じて得られた資料の再調査組織への提供その他の協力をする。

（留意事項）

- ・ 公立学校における重大事態に係る調査結果については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、教育委員会会議において、事務局から各教育委員に直接説明すべきである。
- ・ ただし児童生徒の個人情報が多く含まれることから、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。